

訪問看護料金表 ＜介護保険＞

2024年6月更新

料金表の利用料に対して1割（一定以上の所得がある65歳以上の方は2割または3割）が利用者負担金になります。

■訪問看護

(1単位=10.21円)

サービス内容		利用料金	備考
20分未満(准看護師が行う場合は90%)	※1	3,205円/回	※1 日中において、利用者の心身の状態観察と把握を十分に行うとともに、それに基づく療養指導等が提供されていることを前提としており、早朝・夜間、深夜といった時間帯に効率的に医療的措置を行うことが必要な場合に算定する。
30分未満(准看護師が行う場合は90%)		4,808円/回	
30～60分未満(准看護師が行う場合は90%)		8,402円/回	
60～90分未満(准看護師が行う場合は90%)		11,516円/回	
理学療法士等による 訪問看護	20分	3,001円/回	通所リハビリのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合
	40分	6,003円/回	
	60分	8,116円/回	
定期巡回・随時対応サービス事業所と連携する場合 (准看護師が行う場合は98%)	要介護1～4	30,231円/月	
	要介護5	38,399円/月	
サービス提供体制強化加算		510円/月	定期巡回・随時対応サービス事業所との連携により訪問看護費を算定する場合
ターミナルケア加算		25,525円/月	

■介護予防訪問看護

サービス内容		利用料金	備考
20分未満(准看護師が行う場合は90%)	※1	3,093円/回	※1 日中において、利用者の心身の状態観察と把握を十分に行うとともに、それに基づく療養指導等が提供されていることを前提としており、早朝・夜間、深夜といった時間帯に効率的に医療的措置を行うことが必要な場合に算定する。
30分未満(准看護師が行う場合は90%)		4,604円/回	
30～60分未満(准看護師が行う場合は90%)		8,106円/回	
60～90分未満(准看護師が行う場合は90%)		11,128円/回	
理学療法士等による 訪問看護	20分	2,899円/回	通所リハビリのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合
	40分	5,799円/回	
	60分	4,349円/回	
理学療法士等による訪問看護の減算		-153円/回	厚生労働大臣が定める施設基準に該当し、利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて訪問を行った場合

■訪問看護及び介護予防訪問看護共通

サービス内容		利用料金	備考	
早朝・夜間加算（基本単位の25%増）			※2 利用者又はその家族等に対して、当該基準に規定する24時間対応の体制にある場合（要契約）。	
深夜加算（基本単位の50%増）				
緊急時訪問看護加算 ※2		5,860円/月	※3 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である場合。	
特別管理加算	I ※3	5,105円/月		
	II ※4	2,552円/月		
複数名訪問加算	I ※5	30分未満	2,593円/回	※4 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等である場合。
		30分以上	4,104円/回	
	II ※6	30分未満	2,052円/回	※5 2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合。 ※6 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合。
		30分以上	3,236円/回	
長時間訪問看護加算 ※7		3,063円/回	※7 90分以上の訪問看護を行う場合	
口腔連携強化加算 ※8		510円/月	※8 歯科専門職と連携し口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、歯科医療機関やケアマネジャーへ情報提供を行った場合。	
サービス提供体制強化加算 ※9		61円/回	※9 職員の専門性やキャリアが評価基準を満たしている場合。	
退院時共同指導加算 ※10		6,126円/回	※10 入院中に訪問看護ステーションの看護師等が医療機関と共同し、在宅での療養上必要な指導を行った場合。	
初回加算	I ※11	3,573円/月	※11 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、退院又は退所した日に訪問看護を提供した場合。	
	II ※12	3,063円/月		
理学療法士等による訪問看護の減算 ※13		-81円/回	※12 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、退院又は退所した日の翌日以降に訪問看護を提供した場合。 ※13 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する場合	

* 准看護師による訪問看護は、利用料の90/100算定となります。

* サービス提供時間：早朝とは6時～8時、夜間とは18時～22時、深夜とは22時～6時となります。

* 利用者負担額（1割）は、1回の訪問にかかる負担金額です。支給限度額を超えてしまう場合、超過分は全額自己負担となります。

* 通常の実施地域を越えて訪問看護を行った場合は、1回につき5%に相当する単位数を加算させていただきます。

<オプション料金> 上記料金表以外で実費となる場合

* エンゼルケア料金（死後の処置料）・・・ 15,000円

* 保険対象外の訪問看護・・・ 30分まで 4,000円＋消費税
30分～60分 8,000円＋消費税
以降30分毎 2,000円＋消費税